

2024 年 12 月 27 日

各位

大阪府中央区道修町二丁目 6 番 8 号
住友ファーマ株式会社
代表取締役 木村 徹

吸収分割に係る事前開示事項

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)

当社及び S-RACMO 株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、当社の再生・細胞医薬製造プラントに関する事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことにいたしました。本分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1 吸収分割契約の内容

別紙記載のとおりです。

2 分割対価の定め相当性に関する事項

本分割に際し、吸収分割承継会社が当社に交付する対価は、吸収分割契約書「第 4 条（本分割の対価）」のとおりです。

分割対価は、承継対象権利義務の価値を勘案して、両者協議の上決定したものであり、相当であると判断しております。

3 吸収分割が効力を生ずる日に剰余金の配当等として、吸収分割承継会社の株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4 吸収分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5 吸収分割承継会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

掲載紙 官報

掲載の日付 令和 6 年 6 月 20 日

掲載頁 76 頁（号外第 148 号）

（２）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

（１）当社は、2024 年 4 月 2 日付けで、その保有する Roivant Sciences Ltd.の普通株式 71,251,083 株の同社に対する譲渡を完了しました。

（２）当社は、2024 年 6 月 18 日付けで、当社のフロンティア事業推進室が営む事業に関する権利義務を FrontAct 株式会社に承継させる吸収分割を行いました。

（３）当社は、2024 年 12 月 17 日、株式会社 RACTHERA との間で、当社の再生・細胞医薬事業（再生・細胞医薬製造プラントに関する事業を除きます。）を、2025 年 2 月 1 日を効力発生日として、同社に承継させる旨の吸収分割契約を締結しました。

7 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項

当社及び吸収分割承継会社のそれぞれの資産及び負債について、本分割が効力を生ずる日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、本分割が効力を生ずる日以後においても、両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれていること、並びに、両社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社及び吸収分割承継会社の債務については、本分割が効力を生ずる日以後も履行の見込みがあると判断しております。

8 吸収分割契約の備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項
変更が生じましたら直ちに開示いたします。

以上

別紙（吸収分割契約）

吸収分割契約書

住友ファーマ株式会社（以下「甲」という。）とS－RACMO株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の再生・細胞医薬製造プラントに関する事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を吸収分割の方法により乙に承継させること（以下「本分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所）

第1条 本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

吸収分割会社

商号： 住友ファーマ株式会社

住所： 大阪府中央区道修町二丁目6番8号

吸収分割承継会社

商号： S－RACMO株式会社

住所： 大阪府吹田市江の木町33番94号

（承継する権利義務）

第2条 乙が本分割により甲から承継する権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）

は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。

2. 前項の規定による甲から乙への債務及び義務の承継は、免責的債務引受けの方法による。

（雇用契約）

第3条 乙は、本分割に際して、甲と甲の従業員との間の雇用契約は承継しない。

2. 甲は、本分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）以降、本事業に従事する甲の従業員の全部又は一部を、出向の形式により乙において就労させる。

（本分割の対価）

第4条 本承継対象権利義務の対価は、第3項に定める調整後簿価とする。

2. 乙は、金2,074,460,145円（以下「本基準価格」という。）を、効力発生日又は甲乙が別途合意した日に、別途甲が指定する銀行口座に振込送金することにより支払う。かかる振込に要する費用は、乙の負担とする。

3. 甲及び乙は、効力発生日以降速やかに、効力発生日の前日時点における本承継対象権利

義務の簿価（以下「調整後簿価」という。）を算出し、2025年3月31日又は甲乙が別途合意した日までに、次の各号に定める精算を行う。

- （１） 調整後簿価の金額が本基準価格を上回る場合、乙は甲に対し、その差額を支払う。
- （２） 調整後簿価の金額が本基準価格を下回る場合、甲は乙に対し、その差額を支払う。

（本分割の承認）

第5条 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、会社法第783条第1項に規定する株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

2. 乙は、会社法第795条第1項の規定に基づき、効力発生日の前日までに、本契約に関する株主総会の承認（同法第319条第1項の定めにより株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得なければならない。

（効力発生日）

第6条 効力発生日は、2025年2月1日とする。ただし、本分割の手續の進行その他の事由に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（善管注意義務）

第7条 甲は、本契約締結後効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって本事業に係る業務の執行及び財産の管理を行い、乙の事前の書面による承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

（競業避止義務）

第8条 甲は、甲と住友化学株式会社が別途合意するところに従い、本事業についての競業避止義務を負う。

（費用、公租公課）

第9条 本承継対象権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のため必要な登記、登録、通知、承諾その他の手續に要する費用及び公租公課は、甲及び乙が別段の合意をする場合を除き、その手續を行う甲又は乙が負担する。

（本分割の条件の変更及び本契約の解除）

第10条 本契約締結後効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本分割の実行に重大な支障となり得る事態が発生し若しくは判明した場合、甲及び乙は、誠実に協議し書面による合意の上、本分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(協議事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

(以下、余白)

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

2024年12月17日

甲 大阪市中央区道修町二丁目6番8号
住友ファーマ株式会社
代表取締役 木村 徹

乙 大阪府吹田市江の木町33番94号
S-RACMO株式会社
代表取締役 土田 敦之

別紙

承継対象権利義務明細表

乙が本分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日において甲が本事業に関して有する以下の権利義務とする。

1. 資産

本事業のみに関する次の資産

- ① 売掛金、未収金、棚卸資産その他の流動資産
- ② 有形固定資産（備品等を含む）、無形固定資産（知的財産権等を含む）、その他の固定資産
- ③ その他の資産

2. 負債

本事業のみに関する買掛金、未払金その他の負債（本別紙3項の定めにより甲から乙に承継されない雇用契約に関する負債を除く）。なお、偶発債務及び簿外債務を含むが、法令上承継可能なものに限る。

3. 契約

本事業のみに関する甲と第三者との契約（ただし、雇用契約を除く。）及びこれに付随関連する権利義務

4. 文書及び資料

本事業のみに関する文書及び資料（電磁的記録を含む。）